

社会福祉関係の法律における自立概念の整理とその批判的検証**－社会福祉における自立概念の批判的研究(その②)－**

○ 社会福祉法人なのはな会 生活介護・就労継続支援B型事業 はまゆう 今野亮太 (会員番号 009265)

キーワード：自立 切斷 選別

1. 研究目的

本研究は前稿「社会福祉における自立概念の批判的研究(その①)」を引き継いで展開する。その①において日本の救貧制度における自立が小山(1950:92)の所見により、収入を得て自活するという枠組みから「社会生活に適應」することをも含む枠組みに変化したことが明らかになった。

本研究では、日本の社会福祉に関係する法律(いわゆる福祉六法及び障害者基本法、障害者総合支援法、介護保険法)において自立がどのように規定されてきたのかを整理し、日本の社会福祉法制度及び社会の規範としての自立、さらには社会福祉が持つ対象者へのまなざしを明らかにする。

2. 研究の視点および方法

大橋(1988:25-74)、牧園(2009:210-236)の所見を参考に法律における自立の整理及び考察を行う。各法律の出典は『福祉六法』(新日本法規出版株式会社 1967～2015年出版)及び『法令全書』とし、法律上の用語の変化及び導入時期について調査を行った。なお、本研究では法律の制定や改正に至るまでの議事録を調査範囲に加えることができていない。各法律の条文を過去の事象として捉え、整理及び考察を行っている。故に、あくまで法律条文から読み取った概観の自立に留まるという研究手法の限界がある。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会倫理指針に従い引用参考文献等を明記するなどの倫理的配慮を行った。

4. 研究結果

生活保護法の「自立の助長」から始まった社会福祉の法制度における自立は、社会福祉の諸分野へ確実に広がりを見せている。※法律の変遷は当日配布資料にて詳しく説明する。

社会福祉における自立は多義的と言われるが、整理すると以下のように説明できる。すなわち、自立とは、健康に生き(老人福祉法、児童福祉法、障害者基本法)、社会経済活動及び社会活動へ参加し(障害者福祉関係全般、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童福祉法、生活保護法)、その能力に応じたできる範囲の日常生活を送り、(社会福祉法、介護保険法)自己実現をし(障害者福祉関係全般、老人福祉法)、自活することである。自立概念の枠組みの拡大により、当初は自立困難と見なされてきた社会福祉の対象者も自立を目指す、或いは達成することができるようになった。今日、自立は社会福祉のあらゆる分野のキーワードとなっており、支援及び援助の指針となっている。

5. 考察

社会福祉における自立は、枠組みの拡大により、全ての人々が目指せるものとなり、支

援及び援助の指針となった。しかし、概念に内包される対象者が増える一方で、人間を計る物差しも同時に増えている。社会福祉は「自活できる／できない」で自立の評価をしてきた当初と同じように、対象者へ自立概念の枠組みの拡大により生じた新たな物差しを用いて、再び能力や社会における有用性を「できる／できない」の視点で評価しているのではなかろうか。また、複数存在する自立のうち1つ達成したとしても他の分野で自立できていなければ、対象者は相対的に劣った存在としてまなざしを向けられかねない。大谷は枠組みが拡大する自立概念について「四九年から五〇年が一つの転換点である。職業能力をつけ社会経済活動に参加させる目的が掲げられた。それは同時に能力が発揮できる者とそうではなく更生の可能性がない者とを分ける選別主義の導入でもあった。…〈中略〉…一九五五年前後から徐々に範囲が拡大され、自力での日常生活までを自立に含めるようになる。とはいえ、対策基本法(一九七〇年)でも「その有する能力の活用」とあるとおり、個人的能力を自立の基準としている点に変わりはない。…〈中略〉…職業人としての自立から、日常生活での自立、そして自力で生活できない重度障害者、さらに自立よりも援護の対象である精神薄弱者と、障害者の中で段階分けがされているとあってよい。」(大谷 1982:117)と述べている。つまり、目指す自立によって人間の選別が生じているのである。これは障害者同士、更には、いわゆる健常者と社会福祉の対象者の《切断》(小幡 2016:3-4)に拍車をかける。結果として、社会福祉は対象者と自立していると呼ばれる多数派との比較を生じさせ、生きづらさを生み出しているのではないだろうか。

本来、対象者のためにあるはずの社会福祉が自立を促すことで反って生きづらさを生み出すことになっている原因を探るため、社会福祉の目的に一度立ち返る。社会福祉の対象は「人間存在の不条理」(田中 2000:80)であり、その蓋然性から生じた少数派(5割以下)である。その目的は対象者の『悲惨』を減少させ、『不安』を緩和すること(正村 2000:6)にある。しかし、自立概念により、社会福祉の対象者は自立していると呼ばれる多数派からの《切断》を受け、『悲惨』と『不安』を感じざるを得ない。ここに目的との齟齬が生じているのではないだろうか。

牧園は福祉関係の法律における自立概念を整理した上で「自立」という語がこれからの福祉政策を方向付ける理念となるには、その意味内容が十分に検討された上で用いられる必要があるのではないだろうか(2009:234)と結んでいる。私は自立概念を用いることで、能力や社会への有用性で人間を評価する視点が生じ、自立の水準を満たしていない人々が自立していると呼ばれる多数派から《切断》されることを危惧している。その場合、社会福祉の対象者は劣った存在としてまなざしを向けられかねない。したがって、社会福祉に自立概念を用いるとするならば、より慎重な考察が必要だと考えている。

引用・参考文献

- 大橋謙策(1988)「社会福祉思想・法理念にみるレクリエーションの位置」日本社会事業大学編『日本社会事業大学研究紀要』第34巻
 牧園清子(2009)「福祉政策における「自立」概念の研究」『松山大学論集』第21巻
 仲村優一(2003)『著作集；第二巻社会福祉の展開』旬報社
 田中治和(2000)「利他的行為論—社会福祉実践の基盤に関する一考察—」『東北福祉大学研究紀要』第25巻(1984)
 大谷強(1984)「現代福祉論批判」現代書館
 小幡清剛(2016)『障害者の〈生〉—法・福祉・差別の人間存在学—』萌書房
 正村公宏(2000)『福祉国家から福祉社会へ—福祉の思想と保障の原理—』筑摩書房